



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1054	救急病院の認定	(医務課).....	1
1055	大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
1056	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	(").....	2
1057	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	2
1058	"	(").....	3
1059	"	(").....	3
1060	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	3

○ 選挙管理委員会告示

*66	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	4
-----	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第1054号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年10月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 嶋病院
- 2 所在地 和歌山市西仲間町1-30
- 3 有効期限 令和6年10月24日

和歌山県告示第1055号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年10月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
海南市藤白複合店舗
和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4外5筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和3年和歌山県告示第605号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目2番1)

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和3年10月26日から同年11月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1056号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）NEX御坊店
和歌山県御坊市菌字中島575番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和3年和歌山県告示第625号
- 3 意見の概要
店舗オープン後、来客車両等の影響により、周辺道路の交通量の変化及び車両入退場による混雑が予想されるため、駐車場出入口等における来客の誘導及び交通安全上必要である箇所について、適切な措置を講じること。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和3年10月26日から同年11月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1057号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1058号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1059号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1060号

令和4年度和歌山県警察組織再編に伴う和歌山県警察情報管理システム改修業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年10月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度和歌山県警察組織再編に伴う和歌山県警察情報管理システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社和歌山支店
和歌山市七番丁17番地
- 5 随意契約に係る契約金額
68,970,000円(うち消費税及び地方消費税の額6,270,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年10月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第6項の表中

医療法人藤民病院 藤民病院介護医療院さくらの家ふじたみ	和歌山市塩屋三丁目6番2号	を
医療法人藤民病院 藤民病院介護医療院さくらの家ふじたみ	和歌山市塩屋三丁目6番2号	に改める。
医療法人弘仁会 介護医療院ふじの郷	和歌山市岡山丁71番地	